



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西独シュヴァルツヴァルト地方における農地の末子相続
Author(s)	川井, 健; KAWAI, T.
Citation	北海道大學 法學會論集, 10(1-4), 92-132
Issue Date	1960-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27784
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1_4)_P92-132.pdf



西独シュヴァルツヴァルト地方における 農地の末子相続

川 井 健

一 序 説

二 末子相続制度の発達

1 末子相続の成立

2 一六—一八世紀の諸立法

3 一八〇八年の勅令および一九世紀における変遷

4 一八九八年の「不分割農場に関する法律」以後の変遷

三 末子相続制度の内容

1 農場承継人の地位

2 農場を承継しない共同相続人の地位

四 結 言

附 一 バーデン州における一八九八年八月二〇日の「不分割農場に関する法律」訳

附 二 シュヴァルツヴァルトの略図

本稿で引用する文献の略称を左に掲げる。

Brentano = Lujjo, Vorwort zu Ludwig Flick, Die bäuerliche Erfolge im rechtsrheinischen Bayern nach amtlichen Quellen dargestellt. 1895.

- Brinkmann—Carl, Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes in Baden nach dem Kriege, in: Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes in der Nachkriegszeit, hrsg. von Max Sering und Constanti v. Dietze, 1930, 1. Teil.
- Göring—Hans, Die bäuerlichen Erbgewohnheiten in Baden nach dem 2. Weltkriege. Dargestellt in 2 Bezirken im Anerbengebiet des Schwarzwaldes und der Freiteilungszone in der Rheinebene, Diss., Freiburg, 1954.
- Gothein, Hofverfassung—Eberhart, Die Hofverfassung auf dem Schwarzwald dargestellt an der Geschichte des Klosters St. Peter, in der Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, Neue Folge, Band 1, S. 257-316.
- Gothein, Wirtschaftsgeschichte—Eberhart, Wirtschaftsgeschichte des Schwarzwaldes und der angrenzenden Landschaften, 1. Bd.: Städte- und Gewerbegegeschichte, Straßburg, 1892.
- Heinzmann—Wilhelm, Das Badische Anerbenrecht, Diss., Heidelberg, 1933.
- Koch—Georg, Die gesetzlich geschlossenen Hofgüter des badischen Schwarzwalds, 1900.
- Prasse—Max, Die Agrarverfassung des Schwarzwaldes vor der Bauernbefreiung, Diss., Basel, 1937.
- Siegl—Rolf, Das Anerbenrecht des Badischen Schwarzwaldes und das Reichserbhofgesetz, Diss., Heidelberg, 1939.
- Veltzke—Gardy Gerhard, Der gebundene bäuerliche Besitz in der Fürstenbergischen Gesetzgebung, dargestellt am Beispiel der ehemaligen Fürstenbergischen Herrschaft Wohlfach, Diss., Heidelberg, 1938.
- Wagemann—Gustav, Die Anerbengesetze in den deutschen und außerdeutschen Ländern, in: Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes in der Nachkriegszeit, hrsg. von Max Sering und Constanti v. Dietze, 1930, 3. Teil.

一 序 説

わが国では今日、農業資産の相続を立法政策的に如何に処理すべきかが重要な課題である。問題の焦点は、相続における諸子平等の要請と経済上の必要からの農業資産の一括承継の要請を如何に調和せしめるかにある。現在における相続放棄による事実上の解決は、家族制度的意識を基礎とするものであつて、決して望ましい解決ではない。のみ

ならず将来いつまで、かかる事実上の解決に依存しうるかは疑問である。⁽¹⁾

こうした問題は、かつて西欧諸国が、実際上の利害の対立をみながら、苦難の道を歩んで来たところである。その解決の道をあとづけることは、われわれにとつてきわめて重要な課題である。その考察に当つては、先ず西欧諸国が如何なる立法の変遷を示したかを研究することが第一段階として要請される。しかしさらに、そのような立法の社会的背景を為すものとして、法が如何なる実際上の慣行に根ざし、また人々の如何なる法意識と結びついているかを探究することが、第二段階としては是非必要なことである。そうでなければ、他国の立法が単に技術的な制度として採り入れられ、社会事情を異にするわが国において、全く異なつた機能を営む危険があるからである。本稿は、こうした社会的背景との結びつきの下に、ドイツにおける農地相続制度の一端を明らかにしようとするものである。

ドイツでは、その大部分の地方において、古くから農地 (Bauerngut) について一子相続法 (Anerbengericht) が行われて来た。⁽²⁾ ドイツ民法は、その施行法第六四条で、農地の一子相続に関する各ラントの立法の効力を認めたが、その後ナチスの帝国世襲農場法 (Reichserbhofgesetz vom 29. September 1933) により、一子相続制度は、さらに強化された。この法律は、第二次大戦後廃止されたが、旧イギリス占領地区における農場令 (Hofordnung vom 24. April 1947) をはじめ、バイエルンを除く西ドイツの各ラントで、かつての一子相続法が復活して行われている。⁽³⁾

かようなドイツの一子相続法の核心を為すものとして、農場を承継しないきようだが農場承継人に対して有する補償 (Abfindung) の請求権はきわめて重要である。まさにこれがあるがために、一子相続制度は機能を営みうるのである。この点においてわが国のかつての家督相続と決定的な差異を示す。そこで補償請求権の本質を探り、それを生み出す母胎を探らうとすれば、さらに農地に対する家族の所有の意識——家産的所有か単独所有か——、農場承継人が

農場を承継する態様——共同体的原理に基づく当然承継か契約的原理に基づく承継か——等を問題とせざるをえなくなる。かような一子相続法の背景を探るためには、ドイツ全体の相続制度を総合的に考察することも必要ではあるが、各地方でそれぞれ封建支配の態様を異にし、土地制度に差異を示して来たドイツにおいて、各地方の特殊な相続型態、相続慣行およびそれらから派生する社会、経済的諸問題を研究することが不可欠である。かような研究を経てはじめて、ドイツ全体の相続制度の概観、さらにはその核心を為す補償請求権の本質の探究が可能と考えられる。このような構想の下に、本稿では、先ず手がかりとして、シュヴァツヴァルト(Schwarzwald)地方における末子相続制度を取りあげたい。

ここにシュヴァルツヴァルトを特にえらんだのは、シュヴァルツヴァルトにおける一般的な相続型態が末子相続であつて、それはドイツの他の地方に多い長子相続に比較すると、特殊であるだけに、考究すべき多くの歴史的問題を含んでいること、さらにはシュヴァルツヴァルトがフランスに隣接するためにフランスの政治的影響がつよく、特に近代においてナポレオン民法の諸子均分相続の原則との関連が重要な意義をもっていること、等の理由による。

末子相続制度の考察に入る前に、ここでシュヴァルツヴァルトの自然的、政治的、経済的諸条件を簡単に概観しておきたい。

シュヴァルツヴァルトは、ドイツの西南に位し、山峽の多い地方である。古くはケルト人の入植があつたが、一〇世紀の終りから一一世紀のはじめにかけて修道院による定住が行われ、聖ペーター(S^t. Peter) 聖メルゲン(S^t. Margen) 聖ブラーゼン(S^t. Blasien)等の修道院が建つた(以下地名については本稿末尾に、「附二」としてかかげた「シュヴァルツヴァルトの略図」参照)。

一一世紀以来、ツェーリンゲン (Zähringen) が非常な勢力を示したが、その衰退とともに、多くの封建領主の支配に服することとなった。その主なものをあげると、オーストリア (今日の Breisgau、すなわち Freiburg, Waldkirch, Staufen) の地方がハプスブルク家に属した、フルステンベルク (Fürstenberg、今日の Wolfach, Neustadt, Bonndorf) の地方を支配したほか、Prechtal をバーデン・デュルラッハと共同支配)、ヴュルテンベルク (Württemberg、今日の Tübingen, Villingen) の地方の大部分を支配)、バーデン・バーデン (Baden-Baden)、バーデン・デュルラッハ (Baden-Durlach、今日の Sexau, Otterschwanden) の地方のほか、Prechtal をフルステンベルクと共同支配)、また教会の諸侯としてストラスブルク司教 (Bischof von Straßburg、北シュヴァルツヴァルトを支配) と聖ブラージエン僧院 (Abtei St. Blasien)、帝国騎士領 (Reichsritterschaft) としてオルテナウ (Ortenau)、帝国直轄領 (Reichsfreie Gebiete) として、オッフエンブルク (Offenburg)、ゲンゲンバッツハ (Gengenbach)、ハルメルスバッツハ (Harmersbach) があつた。⁽⁶⁾

一八世紀末から一九世紀初頭のナポレオン一世の時期に、バーデン辺疆伯 (Markgraf Baden) のカール・フリードリッヒ (Karl Friedrich, 1738-1811) は、バーデン地方を統一し、一八〇六年にはバーデン大公国 (Großherzogtum) を成立せしめた。一八一八年には、カール・ルードヴィッヒ (Karl Ludwig) によつて、民主的な憲法が制定された。このバーデン大公国は、一九一八年まで存続したが、一九一九年三月二日に国民議会 (Nationalversammlung) によつて憲法が制定され、バーデンは、共和国 (Freistaat) となった。第二次大戦以後バーデンは占領軍によつて分割されることとなり、北部 (首都は Karlsruhe) はアメリカ軍によつて占領されて、ヴュルテンベルク北部と共に、Württemberg-Baden となった。フライブルク (Freiburg) を首都とする南部は、フランスに占領されて、Land Baden となり、一九四七年五月二二日に、憲法を制定した。しかし一九五二年には、Württemberg-Baden, Baden

のほかに Württemberg-Hohenzollern が合体して Land Baden-Württemberg が形成され、現在に至っている。

経済的には、農耕、牧畜、林業のほか、時計、繊維工業が営まれるが、この中農耕はそれほど重要な意味をもたず、経済の重点はむしろ牧畜と林業にある。そのため農家の経営規模は比較的大きい。定住の型としては、村落定住制 (Dorfsiedlung) ではなくて、単居定住制 (Einzelhofriedlung) がとられた。⁽⁷⁾

一子相続制度は、このシュヴァルツヴァルト全体にわたって行われたのではなくて、気候、交通にめぐまれず、牧畜と林業を主に営む北部と中部の山岳地帯に発達し、最北部、最南部ならびに山麓地方には、一子相続制度は成立しなかった。⁽⁸⁾

- (1) 我妻「農地一子相続制度序説」(石田文次郎先生還暦記念・私法学の諸問題(民法所収) 五頁参照。
- (2) ドイツにおける農地相続の歴史的概観については、中川・相続法の諸問題二〇頁および二四頁以下参照。
- (3) その概観については、我妻・前掲「農地一子相続制度序説」一一頁以下、我妻・四宮訳・ブレンターノ・プロシャの農民土地相続制度・訳者序八頁以下、佐々木金三「ナチス以前の農地一子相続法」専修大学論集一六号(一九五八年一月)、同「農場の不可分承継と補償」(勝本正晃先生還暦記念・現代私法の諸問題上巻所収)参照。
- (4) シュヴァルツヴァルト地方の属するバーデンの一子相続法の概観については、佐々木・前掲専修大学論集九一〇頁参照。
- (5) Koch, S. 23.
- (6) Koch, S. 31; Siegl, S. 9, Anm. 10. なお詳説は K. S. Bader, Der deutsche Südwesten in seiner territorialstaatlichen Entwicklung, 1950 参照。
- (7) Koch, S. 10; Göring, S. 30.
- (8) Koch, S. 1; Brinkmann, S. 497.

二 末子相続制度の発達

1 末子相続の成立

シュヴァルツヴァルトにおいても、ドイツの他の地方と同様、かつては家共同体 (Hausgemeinschaft) が行われていたといわれる。⁽¹⁾ この家共同体は、ブレンターノが指摘しているように、⁽²⁾ 家長 (Hausvater) の指揮の下に構成されるが、土地は家長に属するのではなく、家共同体の構成員たる全家族に属した。すなわち両親のみでなく、子や孫も——両親の生存中すでに——土地の共同所有者 (Miteigentümer) であつた。このような家共同体においては、家長が死亡しても土地の相続は生じない。土地は家共同体にそのまま存続することとなる。

かような家共同体が解体したのは、シュヴァルツヴァルトでは一五世紀だといわれる。⁽³⁾ その解体を促進したのは、政治の推移および自然経済にかわる貨幣経済の発達ということのほかに、当時継受されたローマ法が、女子を含む諸子の絶対的均分の原則をとつたためだといわれる。すなわち、ローマ法の教養を受けた僧侶たちは、——土地の流通のためではなくて——相続の場合の貢租がふえるという考慮から土地の分割を歓迎した。⁽⁴⁾ たとえば、一二六七年にストラスブルクの司教ハインリッヒは、従来女子が相続から除外されていたのは、「唾棄すべき慣習」 („abscheuliche Gewohnheit“) であり、今後は女子も男子と同等に相続すべきことを命じている。⁽⁵⁾

かくて家共同体は解体して、共同相続人は平等に土地を分けることになった。⁽⁶⁾ ゴートハインによれば、当時のヴァイスチューマーにあらわれた農民裁判所の判決には、性別によらず、頭数によつて相続財産を分ける原則がとられ、一三九七年聖メルゲンの修道院の領民について、もし諸子が分割を欲すれば、「各自はその持分を受領し、教会の法に

従つて所有すべし」と決定され、またイベンタール (Ibenthal) でも、「すべての子が欲するならば、その持分が帰する」⁽⁸⁾との記録がある。ノールトラッハ (Nordrach) の峽谷裁判所 (Thalgericht) では、「一子相続法 (Repräsentationsrecht) が、すでに八〇年来一般の帝国法であつたのにかかわらず、一五六五年でもなお、生存するすべてのきょうだいの子 (Geschwisterkinder) が、同等の権利を有すると判決されている。ただ大きいフロンホーフ (Fronhof) では分割が禁じられていた」⁽⁹⁾。

しかしこのような均分相続は、農地の極端な細分化を導き、家族の生計を困難にした。⁽¹⁰⁾ その結果一五世紀には、シュヴァルツヴァルトの至るところで荒廃と人口の減少が訴えられ、農場の数が減少しただけでなく、開拓も後退し、経営は収益的でなくなつたといわれる。⁽¹¹⁾

そこでこれに対して二つの方法がとられた。第一には、一子のみが農地を相続して、他の子はアルメンデ (Allmende) を開拓する方法、第二には、共同相続人は相続財産を分割しないで合手で (zu gesamter Hand) 所有する方法である。後者の場合には、農場は不分割のまま家族共同体で (in ungetheilten Hausgenossenschaften) 所有され、かつ経営される。⁽¹²⁾ しかしこの方法も、一五世紀には解消して、農場を不分割で相続する形として末子相続 (Minorat) が出現した。⁽¹³⁾

末子はもともと共同相続人 (Erbgenossen) の中で、貢租の関係上、対外的な代表者 (Vortäger) にすぎなかつたものであるが、後には、それが単独所有者 (Alleineigentümer) となつた。⁽¹⁴⁾ なぜ末子が相続することになつたかについては、第一には、領主に対する関係で末子の方が有利であつたことが指摘されている。すなわち、農民は、所有の交代のたびに三分の一税 (Drittelschuldigkeit) または所有者の死亡のたびに死亡税 (Fallschuldigkeit) を領主たる修

道院におさめる義務を負ったが、末子が農場を承継すれば、それだけ所有の交代 (Besitzwechsel) がおくれるために右の貢租の支払を軽減することができた。⁽¹⁶⁾ それによつて、半世紀も所有の交代が行われない場合もあった。⁽¹⁷⁾ 第二には、農場承継人が農場譲渡人に対して負うべき終身扶養の負担 (Leibgedingslast) が少なくて済む。すなわち後に考察するように (三) 参照、農場承継人は、農場を譲り受けたあと、譲渡人たる両親に対して、さまざまな態様の給付義務を負い、これが農場承継人にとつて非常な負担となるが、末子相統の場合は、末子が農場を承継しうる——通常二五歳——まで両親は老齢にわたつて——六〇ないし七〇歳まで——働かなければならないので、長子相統の場合に両親が早く隠退するのに比し、農場承継人の負担は、はるかに少なく済んだ。⁽¹⁸⁾

記録にあらわれたところでは、一四五〇年に北シュヴァルツヴァルトのノールトラッハタール (Nordrachthal) の Schottenhöfe で一子相統が行われ、「そこでは、きょうだいが補償を受け、農場は分割されるを要しないという法が行われる」と記されているが、ハルメスバッハ (Harmersbach) では、一五四九年にはまだ一子相統は行われていず、後述のように一五六三年に一子相統が導入された。⁽¹⁹⁾ フライブルク (Freiburg) 方面の南シュヴァルツヴァルトでも、農地の移動の後、一子相統によつて再び統合が行われた結果、はじめは三八あつた農場が漸次減つて、後には一四になつた例があるといわれる。⁽²¹⁾ このようにシュヴァルツヴァルトの各地で、一般に農場の数は半減し、一五世紀の終りには農地の細分化は漸次克服され、経営は再び収益的となり、以後農場の数は殆んど變つて来ていないといわれる。⁽²²⁾ しかし南シュヴァルツヴァルトの聖ブラーシエン修道院の領域では、農地がこの時代に細分化されたまま分割相統が続けられ、遂に統合されるに至らなかつた。⁽²³⁾

このような一子相統制は、領主の側から生じたとの通説に対し、ゴートハインは、それが決して領主の側から行わ

れたのではなくて、農民の側から自発的に発生したものであるとの見解を示している。⁽²⁴⁾ コッホも同様な立場であるが、領主の側でも、かような一子相続を歓迎していた事実は承認している。⁽²⁵⁾ かような一子相続制度の起源は、古くから論じられる困難な問題であるが、重要なことは、いずれにしても一子相続制度が封建領主の要求に合致したこと、そしてその支配に役立ったという事実、その意味でそれは封建的な制度であつたということである。すなわち、領主としては、従属する農民の給付能力 (Leistungsfähigkeit; Prästationsfähigkeit) を維持するためには、土地の一体性 (Geschlossenheit) が損われないことが好都合であつた。⁽²⁶⁾ たとえば後掲ハルメルスバッハ (Harmersbach) における一五六三年の峽谷憲法 (Thalverfassung) には、給付能力の維持の点に領主の利益があつたことが指摘されている。⁽²⁷⁾ また一七五四年にホーホベルク (Hochberg) のオーパーアムト (Oberamt) がバーデン辺疆伯にあてた報告書の中では、「農場が一子に相続されることは、きわめて有利である。何故なら、それによつて農民財産は分割されず、その結果所有者は常に有能な臣民であり、彼の財産からの領主への貢租を納めることができるからである」といつている。⁽²⁸⁾ しかし末子相続は勿論長子相続に比して、領主の利益が少ない。前述の如く、所有の交代がおくられるため、貢租の支払回数が少ないからである。⁽²⁹⁾ しかしこのような考慮のために、末子相続がシュヴァルツヴァルトにおいて制限されたかは疑問である。後述の如く、一八世紀の立法は、多く末子相続を制限もしくは廃止しようとしているが、それは農民の給付能力を高めることを目的としたのではなくて、末子相続から生ずる不公平 (Unerechtigkeit) を避けようとしたものであると説かれるのが通常である。⁽³⁰⁾ たとえばフライブルクの官吏がオーストリア政府にあてた報告書の中で「一五、六年も父の許で Oberknechtsdienste をつとめ、両親が老齢になつたり、病氣をしたときには、全家政をつかさどつたハンスが、学校を出たばかりのアンドレアスに譲歩し、家を全部ひきわたさなければならぬ」というこ

とが、実にしばしば行われる」といつている。すなわち農場でいちばん苦しい労働をした兄の汗の結晶を末弟が刈り取る不当をなじつたものである。⁽³¹⁾ 領主による末子相続の制限の意図が、単にこのような不公平を除く点にあつたにとどまるか、あるいはさらに長子相続のもつ領主の利益に着目したものであるかは、なお検討を要する問題であるが、いずれにしても、末子相続の制限ないし廃止は成功しなかつた。その理由は、第一には、領主の権力がそれほど強くなかつたこと、すなわち前述の如くこの地方に多くの領主がいて、統一的な権力が形成されなかつたこと、そしてシユヴァルツヴァルトの農民は、農場の完全な所有権をもち、修道院の領民である場合でも農場を自由に処分する自由をもち、ライプアイゲネ (Leibeigene) も、売買や移転が制限されないほど自由であつたことである。⁽³²⁾ 第二には、末子相続がすでに慣習法として確立し、⁽³³⁾ 領主の側でも、その存在を動かすことができなかった点にあると考えられる。文書の中では至るところで、末子相続が「太古以来」〇Seit undenkbaren Zeiten〇存在する慣習と記され、また「古いユイツ人から」(von den alten Deutschen) 生じたものと表現されている。⁽³⁴⁾

- (1) Koch, S. 24.
- (2) Brentano, S. XIV.
- (3) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 298.
- (4) Koch, S. 26; Siegl, S. 7 f.; Prasse, S. 28 f.
- (5) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 297.
- (6) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 297.
- (7) Jegliches seinen Teil empfangen soll und haben nach des Gotteshauses Recht.
- (8) Jeglichem Kind ist sein Teil gefallen, wenn es will.
- (9) Koch, S. 25.

- (10) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 297 f.; Koch, S. 26.
- (11) Gothein, Hofverfassung, S. 292; Koch, S. 26.
- (12) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 298; Heinzmann, S. 33; Siegl, S. 45.
- (13) Koch, S. 27; Siegl, S. 45.
- (14) Gothein, Hofverfassung, S. 288; Prasse, S. 59 und S. 72; Siegl, S. 45.
- (15) Gothein, Hofverfassung, S. 275; Koch, S. 30.
- (16) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 300; Heinzmann, S. 36. ただし中川・相続法の諸問題六二頁は、末子制の原因一般について右の理解には反対である。シェンケル・シュタットについても、なお慎重な検討が必要である。
- (17) Koch, S. 27 und S. 30.
- (18) Koch, S. 36 f.
- (19) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 298. „Hier gelte das Recht, daß die Geschwister abgefunden wurden, damit der Hof nicht geteilt zu werden brauche“.
- (20) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 298.
- (21) Gothein, Hofverfassung, S. 292; Heinzmann, S. 36.
- (22) Gothein, Hofverfassung, S. 298; Heinzmann, S. 36.
- (23) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 298.
- (24) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 297.
- (25) Koch, S. 30.
- (26) Siegl, S. 8; Veltzke, S. 14 und S. 16; Heinzmann, S. 34.
- (27) Koch, S. 29.
- (28) Koch, S. 31. »Es ist diese Vererbung der Höfe auf ein Kind Ew. Hochfürstlichen Durchlaucht höchst nützlich, weil dadurch die Bauerngüter nicht verteilt werden, infolge dessen der Besitzer allzeit ein tüchtiger Unterthan, der die herrschaftlichen Abgaben von seinem Gut zu prästieren im Stande ist, bleibt«.
- (29) Koch, S. 35.

- ② Koch, S. 29; Siegl, S. 62.
 ③ Koch, S. 35. 報告書の原文は「次の通りである。」
 ④ Oberknechtsdienste bei seinem Vater versehen und das ganze Hauswesen beim Alter oder bei Kränklichkeit der Eltern geführt hat, dem kaum aus der Schule entlassenen Andreas weichen und das volle Nest überlassen muss.
 ⑤ Gothein, Hofverfassung, S. 262; Koch, S. 24 und 28; Veltke, S. 2-3; Heinzmann, S. 34.
 ⑥ Siegl, S. 62.
 ⑦ Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 303; Koch, S. 30.

2 一六—一八世紀の諸立法

右のようにして成立した一子相続制度を支えた法令は、すでに一六、七世紀に存在するが、一八世紀には非難が多い。ただこの一八世紀の多くの法令は、前にふれたように、末子相続を廃して、長子相続を導入しようとした点に特色がある。以下これらの諸立法の中主要なものを年代順に考察したい。

(イ) キンチンガータル (Kinzingertal) では、一五四三年一月一日の命令 (Landesordnung) が制定されたが、これは、一六〇七年四月二二日の命令の前身を為す。後者は、両親がすべてを一子に与えてはならない、⁽¹⁾ といっている。これは一子相続を前提とするものである。

(ロ) ハルメルスバッハ (Harmersbach) では、一五六三年に峽谷憲法が制定されたが、これによると、末子——若し男子がいなければ長女——が、農場ならびに附属の財産を承継し、他のきょうだいは金で補償する (mit Geld auskaufen oder ausweisen)。肉身の相続人がいないときには、最も古くからの親しい他人の手に農場は帰する。農場は、行政庁、裁判所の関与なくしては分割されえず、同一の親等の者には常に、金で補償しなければならぬ。⁽²⁾ こ

の峽谷憲法は、一五九四年、一六四八年に改正、拡充された。⁽³⁾

い バーデン・デュルラッハ (Baden-Durlach) では、一七〇一年三月二日のフリードリッヒ・マグヌス辺疆伯の命令 (Verordnung des Markgrafen Friedrich Magnus) が出されたが、これは末子相続を前提して、末子が他のきょうだいに補償を確実に行うべきことを定めた。すなわち、当時レッテルン (Röteln) とバーデンヴァイラー (Badenweiler) の地方で、末男もしくは長女が優先権 (Vorzugsrecht) —— いわゆる選択権 (Optionsrecht) —— をもったが、その場合きょうだいにしばしば不和があり、農場を承継しないきょうだいの相続分 (Erbportion) が長期間支払われず、不都合を生じたのに対し、この命令はこの相続分がすみやかに支払われるべきことを定めた。⁽⁴⁾ さらに一七五五年六月五日の命令は、特に所有の交代の場合の農場評価の問題を扱い、評価は父自身によつてではなく、公平な人々 (unparteiische Leute) により、真の収益に従つて (nach dem waren Ertrag) なさるべきこと、補償 (Zieler) は長期に延期さるべきでなく、また五%の利息が附さるべきことを定めた。⁽⁵⁾

い フュルステンベルクでは、一七三七年以来、農場を承継しないきょうだいの相続分を保障するため、すべての農場譲渡契約 (Übergabevertrag) が詳細にわたつて官庁で許可を受くべきこととされていたが、⁽⁶⁾ 一七四五年一二月一五日の命令は、末子相続を法定相続としてみとめた。⁽⁷⁾ しかしその後一七五四年六月一七日の改正を経て、⁽⁸⁾ 一七五七年六月二日の命令では、誰が農場承継人になるかの規程を有能さに求め、男子のうち年令をとわず「最も有能な者」 (der Tauglichste) がえらばれるべきこと、そして同じように有能な男子の間では、末子が農場承継人になるべきものとされた。その理由書によると、末子相続が単に不公平 (ungerecht) であるだけでなく不道徳 (unmoralisch) な制度ですらあるといっている。というのは、若い将来の農場承継人が父の財産を確実に承継できるといので、良い経

営者たるに必要な能力を欠き怠けるからである。⁽⁹⁾ また、有能な男子がいなければ、年齢をとわず女子が優先しうること、農場は「中庸を得た評価で」(im kindlichen, d. h. mittleren Anschlag) 承継されること等が定められた。⁽¹⁰⁾ この命令はその後一七九八年五月一二日に補充された。⁽¹¹⁾

(4) オーストリアの峡谷では、一七八七年四月三日に、ヨゼフ二世の勅令 (Das kaiserliche Patent Josef II.) が出された。この勅令は、末子相続に代えて長子相続を導入しようとしたものである。⁽¹²⁾ また一七九〇年一〇月二九日のレオポルド二世の勅令 (Patent Leopold II.) も、長子相続を原則とし、ただ農場承継人とされた長男が、理由ある拒絶 (ein begründeter Abstand) をした場合にのみ、この原則を変更できることとした。右二法が、かように末子相続に代えて長子相続の原則をたてたのは、末子相続の場合、しばしば再婚した母と子供との間で過渡的経営 (Interims-wirtschaft) が行われ、この場合継父が農場承継人たる末子を見守るため、末子に不利となることが理由とされている。⁽¹³⁾ しかし右二法は、いづれも実効をもたなかった。これらの命令は、被相続人の処分の自由 (Dispositions-freiheit) を制限していなかったため、農民は生前贈与や死因贈与によつて、依然として末子に相続させるという方法をとつたからである。すなわち、末子相続は慣習によつてではなく、契約によつてさらに存続した。⁽¹⁴⁾ そしてこの二法は、いたずらに農民の不信と不満、家庭内の紛争を招くという苦情が示された。⁽¹⁵⁾

- (1) Veltke, S. 56; Siegl, S. 8.
- (2) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 296 f.
- (3) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 296, Anm. 1.
- (4) Koch, S. 32.
- (5) Koch, S. 33.

- (6) Veltzke, S. 56.
- (7) Siegl, S. 46.
- (8) その抜萃は、Koch, S. 131 に掲げられている。
- (9) Siegl, S. 46.
- (10) Koch, S. 35.
- (11) Koch, S. 133.
- (12) Koch, S. 36 und S. 134; Göring, S. 98.
- (13) Koch, S. 41; Heinzmann, S. 38.
- (14) Koch, S. 36; Siegl, S. 46.
- (15) Koch, S. 36 und S. 42; Heinzmann, S. 38. なお一七八七年の勅令について中川・相続法の諸問題四〇頁・四二頁註七参照。

3 一八〇八年の勅令および一九世紀における変遷

かくて一九世紀を迎え、シュヴァルツヴァルトもフランス革命の影響の余波を受けることとなる。一八〇六年以来シュヴァルツヴァルトの大部分は、バーデン大公国 (Großherzogtum Baden) の支配するところとなつたが、バーデン政府は、フランスのコード・シヴィルをバーデンの一般ラント法 (badisches allgemeines Landrecht) として導入した。従つてコード・シヴィルは、一九〇〇年にドイツ民法が施行されるまで、シュヴァルツヴァルトに適用された。⁽¹⁾

しかしコード・シヴィルの中、相続財産の絶対的、強制分割 (partage forcé; unbedingte Zwangsteilung) の原則は、土地の自由化、法的拘束の撤廃をめざすものであり、それはシュヴァルツヴァルトにおける一子相続と矛盾して、土地の移動と細分化を導くことになる。そこでバーデン政府は、肥沃でないシュヴァルツヴァルトには、一子相続の方が経済的に有利であると判断して、分割相続を採用せず、一子相続制度を維持することとした。すなわち、右に述べ

説
たラント法の制定前、一八〇八年三月二三日勅令 (Edikt) を出して (Landesherrliche Verordnung über den Vorzug am unteilbaren liegenschaftlichen Erbe, Besitzgerechtigkeit oder Vorteilsgerechtigkeit genannt vom 23. März 1808 (Reg. Bl. S. 38))⁽²⁾ 一子相続を維持し、後にその規定をラント法にとりこんだ (Badisches Zivilgesetzbuch, Art 827 c bis 827 g)。

右の勅令によると、一定の不分割農場 (geschlossene Hofgüter) は一子によつて相続される。不分割農場となるか否かの規準は、「法律もしくは、本法以前にあつた熟した慣習により、農場が常に分割されないで一人の所有者から他の所有者へと移転し、しかも今日なお実際に分割されないで所有されている」という事実によつた。このような農場は例外的に管轄行政官庁の許可がある場合にのみ分割が許される。農場承継人には、譲渡契約等で定められないかぎり、末男または長女となる。農場承継人の特権は、いわゆる Kindlicher Anschlag と呼ばれる相続分の評価の点に存し、それは農場の「その地方一般の交換価格」 (Landläufiger Verkaufswert) の四分の一ないし十分の一である。若し農場承継人が不具等により、特権を行使できないときには、農場を承継した者から、離農金 (Vorteilsgeld; Abtrittsgeld; Abwischsgeld) を請求できるが、それは債務を除いた農場評価額の5%を超えてはならない。⁽³⁾

かようにして一子相続制度は、当時の自由主義的気運にもかかわらず、一般ラント法の中にとりこまれ、近代における発展への橋頭堡を築くことができた。一子相続制度はまさに右勅令とともに一九世紀における新しい展開の局面を迎え、一方においては、自由主義の立場からする自由分割 (freie Teilbarkeit) の要求、他方においては、農場所有者の利益と結びついた政府の側からの一子相続制度の強化の相剋を生んだ。この過程を眺めよう。⁽⁴⁾

すでに一八二〇年には、農場不分割の廃止が内務省で問題となり、地方によつてはこれを廃すべきか否かが論議されたが、結局経済的な考慮から、一八〇八年の勅令は維持された。⁽⁵⁾

一八三〇年代には、再び農場不分割廃止の動きがあつたので、内務省は一八三六年に、不分割農場の存する全地区の役所に、自由分割を導入すべきか否かをはかつたが、トリベルク (Triburg) とホルンベルク (Hornberg) を除いてはすべて不分割の継続を望む解答が寄せられた。⁶⁾ かくて内務省は、一八三七年一月四日、一八〇八年の勅令に対する施行令 (Vollzugsverordnung zum Edikt vom 23. März 1808) を制定し、土地所有権の移動をひろげ、警察の許可の下に、農場の分割や個々の物件の分離をみとめたが、これによつても、トリベルクの住民の満足はえられなかつた。⁷⁾

一八四〇年になると、トリベルクの住民が農場不分割の全面的廃止を議会に請願した。すなわち、シュヴァルツヴァルトで時計工業に従事する人々が、自由な土地取得によつて家計の支柱と、人生のあらゆる転機の拠りどころを得たいと願つたが、この請願は容れられなかつた。農民も内務省も、不分割の廃止を欲しなかつたからである。⁸⁾

一八四八年の革命に際しては、あらゆる特権の廃止が問題となり、一八四九年のフランクフルトにおけるドイツ国民議会では、土地の自由分割 (die freie Teilbarkeit des Grundbesitzes) が宣言されたが、このときシュヴァルツヴァルトの各地から、数百人の署名入りの六九の請願書がフランクフルトの議会に提出され、シュヴァルツヴァルトの農場制度の長所を示した上で、土地分割の問題は、ラントの立法に委ねて欲しいと願つた。⁹⁾

かようなフランクフルト議会の動きにもかかわらず、バーデン政府は、きわめて保守的傾向を示し、一八五五年には、新しい一子相続法の草案を作り、議会に提出した。それは新しい不分割農場の創設を意図するものであり、一〇、〇〇〇グルデン以上の農業資産 (Landgut) は、所有者の明示の意思行為により、法律上の不分割農場 (gesetzlich geschlossene Hofgüter) と為されうる。しかし他面では、従来の絶対的不分割の原則を修正し、条件的な譲渡と負債

の可能性を認めようとした。しかしかように拘束された土地は、ほとんど貴族世襲財産^{フイディコメス}とえらぶところのないものであり、結局第二院の同意を得られないで、法律として成立しなかった。⁽¹⁰⁾

かくて一八六〇年代から七〇年代にかけて、一子相続制度に対する賛否の議論は頂点に達した。すなわち、当時の新しい世界観の影響を受けて、近代的な法思想により、土地所有は動産所有の場合と区別すべきでないと論じられた。⁽¹¹⁾ 法律学説としては、農場を承継しない共同相続人の不利益に着目して、一子相続に反対の見解が示されたが、経済学説としては、むしろ保守的傾向が支配的であり、農地を商品と同様に扱うべしとの見解はとられなかった。バーデン政府も一子相続について、ブーヘンベルガーの一八八〇年代の調査やシュップの著者⁽¹²⁾により、農場法の必要性を確信するに至った。⁽¹³⁾

そこでバーデン政府は、遂に一八八八年五月二三日の一子相続法 (Das Gesetz vom 23. März 1888, die geschlossenen Hofgüter betreffend, GBl. S. 235) の制定に成功した。この法律が制定されたのは、一八〇八年の勅令が一子相続の対象となる農場の範囲を明確に規定しなかったために、どの農場が一体的に相続されるべきかが明らかでなく、その結果農場が漸次零細化 (Parzellierung) され、一子相続制度が崩解する危険にあつたからである。⁽¹⁴⁾ 従つて一八八八年の法律では、一八〇八年の勅令施行以来継続して一体的に相続された農場を、一定の手続の下に法律上の不分割農場とみることとし、一五の区裁判所地区 (Amtsgerichtsbezirke) (後の一八九八年法第一条に掲げられた区域 (附一参照) と同様) について、四九四三の不分割農場を確定した。⁽¹⁵⁾ しかしその他の相続法上の問題については、ドイツ民法典が一子相続に対してとる態度を待つこととして何等規定しなかった。⁽¹⁷⁾

- (2) Koch, S. 44; Heinzmann, S. 39; Wagemann, S. 83, Anm. 1.
- (3) Koch, S. 45 f.
- (4) 一子相続制に対する賛否の議論については、Miaskowski, Die Reform des Anerbenrechts seit 1870, in: Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 25. が詳しいが参照できなかった。しかし、次註以下の Koch は、右著書に拠っている。
- (5) Koch, S. 47, Heinzmann, S. 40 f.
- (6) Koch, S. 47.
- (7) Koch, S. 47 f.; Siegl, S. 10; Heinzmann, S. 41.
- (8) Koch, S. 48.
- (9) Koch, S. 48 f.; Brinkmann, S. 515; Heinzmann, S. 41; Siegl, S. 30; Veltzke, S. 18 f. und 80 ff.
- (10) Koch, S. 49; Siegl, S. 10.
- (11) Siegl, S. 10.
- (12) Buchenberger, Die Lage der bauerlichen Bevölkerung im Großherzogtum Baden. Schriften des Vereins für Sozialpolitik XXIV, 3, 1883.
- (13) Schupp, Die geschlossenen Hofgüter im Amtsbezirk Wolfach, 1870.
- (14) Koch, S. 49 f.; Heinzmann, S. 41.
- (15) Koch, S. 50; Siegl, S. 11; Heinzmann, S. 41.
- (16) Koch, S. 12 und S. 19.
- (17) Koch, S. 51.

4 一八九八年の「不分割農場に関する法律」以後の変遷

右のような一九世紀における変遷を経て、ドイツ民法の施行を前に、一八九八年八月二〇日、「不分割農場に関する法律」が制定された¹⁾ (本稿末尾に「附一」として掲げた訳参照)。この法律の根本理念は、やはり農場を細分化から守る

点にあつた。すなわち、農場の不分割の廃止、個々の部分の分離、ならびに農場を数箇の不分割農場に分割するについては、管轄行政官庁の許可を必要とした（三条）。一八〇八年の勅令に対する大きい特色は、交換価額でなく、収益価額（Ertragswert）で農場財産を評価すべきこととしたこと、および農場の経済力を維持し、過度の負担を避けるため、収益価額の五分の一だけは、債務のつかない形で農場を承継すべきこととした点にある（一〇条）。しかし一子相続人（Anerbe）の先取相続分（Voraus）はみとめなかつた。また一子相続権者の離農金（Abtrittsgeld）も原則として認めなかつた。一子相続人の優遇は、農場の経済力維持を達成する限りでのみ正当とされるのであり、離農金請求権は、かような一子相続制度の根底に存する思想と相容れないからである。また農場をゆずる者の終身扶養（Leibzucht）や過渡的経営（Interimswirtschaft）の権利についても、この法律は何ら法的規整をしなかつた。⁽²⁾一子相続人に末男か長女となる点では、従来の法および慣習を承継した⁽³⁾（七条）。

なおこの法律の草案では、一八八八年法が対象とした一五の区裁判所地区以外で、従来一子相続慣行の行われて来た二七の地区（南シュヴァルツヴァルト、ドナウ、ボーデンゼー地方）にも、この法律の適用を拡大しようとしたのであるが、第二院の法律委員会では、ドイツ民法の規定の活用によつて解決すべきだとの見解が示され、結局適用区域は一八八八年法の場合と同様になつた。⁽⁴⁾

この一八八八年法は、一九三三年九月二九日の帝国世襲農場法（Reichserbhofgesetz）が施行されるまで、バーデンに適用された。⁽⁵⁾後者は、いわゆる直接的な一子相続制を採用し、多くの点でバーデンの一八八八年法を修正したが、その具体的内容は、すでにわが国に紹介されているので、本稿では考察しない。

第二次大戦終了後、一九四五年の連合軍の管理法第四五号（Kontrollratgesetz Nr. 45）によつて、右ナチスの世襲

農場法は廃止され(二条)、『一九三三年一月一日現在に効力を有していたラントの法が復活することとなつたが(三条)』その後バーデン州は、『一九四九年七月一二日の立法 (das Badische Landesgesetz über die Wiedereinführung des Rechts der geschlossenen Hofgüter vom 12. Juli 1949 (Bad. GVBl. 288)) により、『一八九八年法の復活を確定して現在に至っている。この法律の対象とする不分割農場 (geschlossene Hofgüter) は、『一四一の土地登記所地区について四五三三であり、それは一八九八年法に基づいて確定された不分割農場の数より五一〇だけ少なくなっている。』』

- (1) Koch, S. 52. Wagenmann, S. 83 ff. はこの法律の原文を掲げる。
- (2) Koch, S. 56 f.
- (3) Siegl, S. 47.
- (4) Koch, S. 52 ff. と S. 56; Siegl, S. 11.
- (5) Reichserbhofgesetz の六〇条により廃止された (Siegl, S. 11)。
- (6) 我妻栄他「ナチスの法律」、農林省「独逸聯邦世襲農場法」、金沢理康「独逸新世襲農場法論」、西村勉「ナチス世襲農場関係法令」(法協五三卷六一〇号)、山田展「独逸国世襲農場法について」(法協五五卷九・一〇号)、谷口知平「独逸世襲農場法と我家督相続制」(志林四二卷一号)、八木芝之助「一子相続法―特にナチス世襲農場法」(家族制度全集一部五卷)。
- (7) Lange-Wulf, Die Hofordnung vom 24. April 1947, 4. Aufl., 1964, S. 14.

三 末子相続制度の内容

以上において末子相続制度を規律する法の発展を概観したが、以下末子相続制度の内容に立ちいつて考察したい。この場合、法的規律と同時に相続慣行 (Erbfolge) が重要である。しかも、シュヴァルツヴァルトにおける相続慣行は、時代によつて変化することが少ないといわれる。⁽¹⁾ そこで以下では、相続慣行に重点をおきつつ、農場承継人の地位、

および共同相続人の地位について考察したい。ただ第二次大戦後の現状については、Göring の論文以外は参照することができなかったもので、必ずしも十分でないことをお断りする。

(1) Koch, S. 64; Göring, S. 124.

1 農場承継人の地位

すでにくりかえし述べたように、シュヴァルツヴァルトの大部分の地方では、農場承継人に末男子がなる (Minorat) のが慣行であり、立法であつた。一九世紀初頭、三分の一税の義務が消滅しても、なお終身扶養の負担を軽減せしめる点において、末子相続制度は合理的根拠をもつた。⁽¹⁾ 若し末男子が不具等により農場を承継できなければ次兄が継ぎ、⁽²⁾ 兄弟のいない場合には、長女が承継した。ただし例外的に末女が承継した地方もある。⁽³⁾ 長女に継がせることにしたのは、年長で結婚の機会の少ない長女が、それだけより早く結婚できる (»an den Mann zu bringen sein«) という合理的考慮に基づいたものである。⁽⁴⁾

ただ注目すべきことは、第一次大戦以後、このような末子相続の慣行に若干の変化がみられることである。すなわち、一八九八年法が末男、もし男子がいなければ長女を法定相続人にしたことは前述したが、一九三〇年のプリンクマンの著書によると、実際には生前の財産譲渡契約 (Gutsübergabevertrag; Kindskauf) によつて、右の法律の定めたる法定相続 (Intestaterbfolge) は回避され、いちばん適した子 (das geeignetste Kind) を譲受人にえらぶ方法がとられる。そして末子相続の地方のほかに、長子相続 (Majorat) の行われる地方がかなり出ている。⁽⁵⁾ こうした傾向は、第二次大戦以後さらに顕著であり、多くの男子が戦争で死亡したり行方不明になった結果、かつての末子相続の原則

を嚴格に維持することは困難となつた。⁽⁶⁾ また戦後、経済の不安定に伴なつて農場の承継が延期された結果、長男が農業を助け、末男が手工業を学んだ場合も多く、この場合には末子相続の原則を貫くことは不当な結果を生ずる。⁽⁷⁾ さらに男子が他の職業について独立している場合には、女子が農場を承継する事例もみられる。⁽⁸⁾ このように、伝統的な末子相続の慣習は動搖を免れないのであるが、ただ一般的には、末子は「適しているかぎり」(„Falls er geeignet“)「農場を承継する最大のチャンス」(„noch immer die größten Chancen für die Hofübernahme“)を今日でももっていることが指摘されている。⁽⁹⁾

慣習によると、末男は大人 (mannbare Jahre)——通常二五歳——になると農場を承継した。⁽¹⁰⁾ ゲーリングの調査によると、第二次大戦以後、一九四八年の通貨改革以前には農場譲渡が殆んど行われなかつたのに対し、その後通貨の安定とともに、次第に早目に農場譲渡が行われるに至り、一九五〇—五三年に聖ペーター、聖メルゲン、フライトナウ (Breitau) の三村で行われた二件の農場譲渡において、承継人の年齢は、二六—三〇歳が最も多くて九件 (四二・九%)、ついで三一—三五歳が五件 (二三・八%)、三六—四〇歳が五件 (二三・八%)、四一—四五歳が二件 (九・五%) となつてゐる。これに対応して農場譲渡人の年齢は、六五—六九歳が最も多くて八件 (三八・一%)、七〇—七四歳が七件 (三三・三%)、六〇—六四歳が三件 (一四・三%)、七五—八〇歳が二件 (九・五%)、六〇歳以下が一件 (四・八%) となつてゐる。⁽¹¹⁾

慣習によると、農場承継権者が、自己の過失によらないで、農場を承継できなくなつた場合には、いわゆる離農金 (Abwischgeld) と呼ばれる放棄金 (Abstandsgeld) を請求できたが、その額はきわめて高く、農場承継人はしばしば困窮に陥つた。⁽¹²⁾ 一八〇八年法が、この離農金を認めたのに対し (二三参照)、一八九八年法が、原則としてこれを認め

説 なかったことについては前述した(二4参照)。

論

かような農場を承継すべき子は、「特権を有する子」(der vorteilsberechtigzte Sohn oder die vorteilsberechtigzte Tochter)と呼ばれた。⁽¹³⁾ その特権というのは、すべての不動産と農場経営に必要なすべての動産を承継することである。「一子だけが財産ならびに家畜と農具、飼料と肥料を得る」といわれたが、場合によつては動産を均分することもあつた。⁽¹⁴⁾ 今日でも一子相続人は、農場のほかすべての農具および家具を承継するのが原則である。⁽¹⁵⁾

「特権を有する子」が農場を承継するには、売買契約の形式がとられ、この契約は Kindskauf 場合によつては譲渡・贈与契約(Übergabs- und Schenkungsvertrag)と呼ばれた。コッホは、⁽¹⁶⁾ この契約の法律的性質について、それが決して贈与ではなく、むしろ終身扶養契約という法律的衣をまとつた売買契約(ein Kaufvertrag in dem juristischen Gewande eines Leibgedingsvertrags)であるといつてゐる。農場譲渡人に対する終身扶養義務が非常に大きく、農場承継人には財産の利得がないからである。⁽¹⁷⁾ 場合によつて農場譲渡人は、利己的な動機から、最高の譲受けの値をつけた子、もしくは最上の終身扶養をしてくれる子を、農場承継人にえらぶこともあつた。⁽¹⁸⁾ 一八九八年法が法定相続を規定したのかかわらず、その後も実際には、被相続人が生前に譲渡契約をしたことについては先に述べたが、今日でも Kindskauf の形式によつて、特別の事情のないかぎり、農場を被相続人が生前に譲渡(die Übergabe des Hofes zu Lebzeiten des Erblassers)するのが通常である。⁽¹⁹⁾ なお第一次大戦以後には、譲渡契約のほかに、相続契約(Erbvertrag) もかなり行われたのに対し、⁽²⁰⁾ 今日では相続契約は殆んど行われず譲渡契約の方法だけがとられている。⁽²¹⁾

慣習によると、農場をきようだい間で末子が取得する場合も、売買の形式がとられた。すなわち、もし両親が相続財産について何等指示をしていなかった場合には、相続人は助言者(Bästände)、フオークト(Vogtmänner)とも

に、当該の農場に集まり、いわゆる「売買の日」(Kauftag)を開いた。人々は価格その他の事情を吟味し、共同相続人は農場を一定の評価で「特権を有する子」に提供した。後者が同意すれば売買は完了し、契約は官庁によつて確認(Bestätigung)され、売買書(Kaufbrief)が作成された。⁽²⁷⁾今日でも農場承継人は、あたかも遺産で農場を買うが如く、遺産分割契約(Erbteilungsvertrag)は、売買の形がとられる。⁽²⁸⁾

慣習によるとこの場合農場は低く評価(Billigmässiger Anschlag)され、通常それは真の農場価格の六分の一ないし五分の一であり、時にこれを下まわることもあった。⁽²⁹⁾

すでにたびたびふれたように、農場承継人は、農場を譲り受けるかわりに、農場譲渡人たる父、およびその妻に対して終身扶養(Leibgeding)の義務を負った。⁽²⁵⁾その内容は、農場譲渡契約の中に詳細にわたつて記載されるのが通常であるが、居住権(Wohnungsrecht)利用権(Nutzungsrecht)のほか、食糧、燃料等の供給を受ける権利が包含された。すなわち、大きい農場では、Speicherと呼ばれる隠居所(Leibgedingshaus)があつて、農場譲渡人は、ここに隠居(zurückziehen)した。⁽²⁷⁾農場譲渡人は、つねにこの隠居所を正常に(im geordneten Zustand)維持する義務があつた。小さい農場では、農場譲渡人は、承継人の家屋に居住し、場合によつては、「小部屋」(Stüble)に住む。⁽²⁸⁾台所の後ろのカマドで「Auf dem hinteren Feuerheerde」料理をし、地下室を利用する権利があつた。⁽²⁹⁾通常被扶養者は世帯を別にし、なお余力があれば農業も若干為した。⁽³⁰⁾また彼等は、「牛舎における第一級もしくは第二級の」(entweder die erste oder zweite Wahl im Stall)乳牛を所有して、これを農場承継人の牧場で放牧させるか、⁽³¹⁾または農場承継人がこれを飼育した。⁽³²⁾農場譲渡人が乳牛の所有を欲しないときには、農場承継人は、「しばらくたての」(frisch von der Kuh weg)牛乳を毎日供給する義務があつた。⁽³³⁾そのほか食糧品、燃料等を供給する義務があり、⁽³⁴⁾また定期的に

若干の金銭を支払う義務もあつた。⁽³⁵⁾ 契約の中では、しばしば終身扶養の価格が金銭で評価されていたが、通常その八倍が農場の価格を為した。隠居した者は、終身扶養を放棄することができ、この場合には農場承継人は、年金を現金で支払わなければならなかつた。⁽³⁶⁾ 若し老人が病氣のため自己の世帯を営みえないときには、農場承継人はこれを看護し、一切の求めに応ずる義務があつた。⁽³⁷⁾

このような終身扶養の義務が、農場承継人にとって、非常な圧迫となつたことはいうまでもない。場合によつては農場譲渡人が広範な終身扶養を留保する結果、終身扶養の方が全農場の収入^{レント}よりも上まわる場合があつたといわれ、また終身扶養が数年後には農場の譲渡価格を超過する事例もあつたといわれる。⁽³⁸⁾

かような農場承継人の負う終身扶養義務は、第二次大戦以後の今日でも、それほど大きい変化を示していない。⁽³⁹⁾ 隠居所 (Leibgedingshaus) があれば、そこに農場譲渡人夫婦を居住せしめ、また一定の賄 (Verköstigung) を与える。すなわち食卓で食事をさせる場合もあるし、食糧品を供給する場合もある。時にはどのカマドで両親が料理をすべきかということまで、詳細にとりきめられる場合もある。また両親の医料費 (Krankenkosten) を誰が負担するかが契約の中で明らかにされる場合が多い。かような終身扶養の価格は、今日契約の中に確定されるところでは、農場の大小によつてちがいがあつたが、一〇〇〇マルクないし一〇〇〇〇マルクである。このうち五〇〇〇マルク以上の終身扶養義務は、専ら三〇ヘクタール以上の大きい農場の場合である。

- (1) Koeh, S. 64.
- (2) Koeh, S. 34.
- (3) Koeh, S. 30 f.

- (4) Koch, S. 39 und S. 65.
- (5) Brinkmann, S. 501.
- (6) Göring, S. 56 ff. und S. 96 ff.
- (7) Göring, S. 99.
- (8) Göring, S. 58.
- (9) St. Peter Bürgermeisteramt の語った言葉として, Göring, S. 57 und S. 96 で引用される。
- (10) Koch, S. 35.
- (11) Göring, S. 54 f.
- (12) Koch, S. 34.
- (13) Koch, S. 31.
- (14) Koch, S. 34. 引用文の原文は »Nur eins bekommt das Gut nebst Vieh und Bauerngeschirr, Futter und Ding«.
- (15) Göring, S. 40.
- (16) Koch, S. 65 und S. 67; Siegl, S. 62.
- (17) Koch, S. 67 und S. 72.
- (18) Koch, S. 65.
- (19) Göring, S. 37 und S. 40.
- (20) Brinkmann, S. 502 によると、譲渡契約と相続契約との比率は二対一。
- (21) Göring, S. 95. ただしこれはゲーリングの調査した三四の事例についてである。
- (22) Koch, S. 39.
- (23) Göring, S. 40.
- (24) Koch, S. 34.
- (25) その一例については, Koch, S. 137 参照。
- (26) Koch, S. 43 und S. 70; Heinzmann, S. 37.
- (27) Koch, S. 70.

- (28) Koch, S. 137 に掲げられている一七八七年の *Leibgedingsvertrag* では、老夫婦は *das hintere Stübchen* と住む。
 (29) Koch, S. 71.
 (30) Koch, S. 70 f.
 (31) Koch, S. 43.
 (32) Koch, S. 70.
 (33) Koch, S. 70. なお Veltzke, S. 52 参照。
 (34) Koch, S. 43.
 (35) Koch, S. 70. なお Fürstenberg で、一八世紀以前には、このような金銭の支払義務がごくまれであつたことについては、Veltzke, S. 52 参照。
 (36) Koch, S. 71.
 (37) Koch, S. 43 und S. 71.
 (38) Koch, S. 71. Steig および Oberwolfach の事例である。
 (39) Koch, S. 72.
 (40) Göring, S. 51 f.

2 農場を承継しない共同相続人の地位

農場を承継しない共同相続人は、農場承継人から補償 (*Abfindung*) を受ける。この補償請求権については、すでに各地の記録や立法の中で断片的にふれたところであるが、ここでこれをまとめて考察したい。先ずその法律的性質如何が問題となる。ハインツマンは、一八〇八年の勅令以前では、農場を去るきようだいには、民事上の相続分 (*Zivilerbreil*) が全然なく、補償は、相続権ではなくて、家産を利用できないことの代償 (*Entschädigung*) にすぎなかつたのに対し、右一八〇八年の勅令によつて、これらのきようだいも最終的に相続人 (*Erben*) とされ、一子相続

法は、特別相続法 (Sondererbrecht) の性格を変じて、相続分割の規定 (Erteilungsvorschrift) となった⁽¹⁾と述べている。すなわち、ハインツマンは、補償請求権の性質の変化の点に、フランス革命の影響としての平等原則の導入を重視しようとするのであるが、ハインツマン自身も、共同相続人 (Miterben)、相続物件 (Erbsücken) の用語が早くから記録にあらわれていることを認めている。従つて一八〇八年の勅令をもつて、補償の法律的性質が変じたとの見方には疑問がある。少なくともシュヴァルツヴァルトにおける相続法の記録の上からは、右のような断定は困難である。ただ歴史的に古くは、補償が相続権でなく、家産を利用できないことの代償の性質があつたか否かについては、なおドイツの他の地方の相続法の発達と関連して考察を要するので、ここでは問題だけを指摘しておきたい。

かような補償請求権は、権利としては早くから存在しながら、現実には必ずしも容易に実現されえず、かつては、きようだいは殆んど手ぶらで出て行つたといわれている⁽²⁾。たとえばホーホベルク (Hochberg) では、一八世紀に共同相続人に帰すべき補償 (Zieler oder Warte) が、二〇年以上も延期され、共同相続人は多くの場合、相続分を取得せずしかも通常利子ももらえない、という苦情がもちこまれている⁽³⁾。前述のバーデン・デュルラッハの一七五五年六月五日の命令 (二二ハ参照) は、こうした報告に基づいて、共同相続人の補償を確実にしようとしたものである。しかし当時ホーホベルク近隣のオーストリア支配の峡谷では、農場が低く評価され、農場経営者が共同相続人の相続分を現金で支払うか、あるいは農場譲渡の日から利息を附し、共同相続人が「他の方法での生活」 (zu ihrem anderweitigen Unterkommen) に相続分を必要とする場合に「手にわたる」 (an die Hand gehen) ようにしたことが報じられている⁽⁴⁾。

つぎに共同相続人が、いかなる運命を辿つたかが問題となる。一般に彼らの地位はめぐまれていなかったようであ

る。⁽⁵⁾ 勿論末子相続が行なわれたので両親は農場を譲渡する前に、これらの者の将来をおもなばかることができ、この点では長子相続の場合よりも有利であつた。⁽⁶⁾ そして従来は、他の農場へムコ入りするか (sich auf andere Hofgüter zu verheiraten) 職人、日雇労働者として生活の道を求めなければならなかつたが、⁽⁷⁾ 一般に子供の多いシュヴァルツヴァルトでは、必ずしも充分なわけ口がなく、場合によつては、彼等は農場承継人たる末弟の許で農僕 (Knechte) や下女 (Mägde) として働く場合もあつたといわれる。⁽⁸⁾ ゴートハインは、諸々の峡谷裁判所が、相続財産をもたないきようだい (die erblosen Geschwister) が農婢 (Gesinde) として農場にとどまるという慣習を考慮して、つぎのように決定したことを指摘している。「独身の息子や娘が非常に多く峡谷から出て行く結果、峡谷自体が下僕 (Eilehalten) の不足に困るということがみられるので、かような者の移住は、フォークト (Vogt) と裁判所の同意にからしめられねばならない。」⁽¹⁰⁾ またフュルステンベルクの支配に服したヴォールファッハ (Wolfach) では、「男子は、もし手工業を学ばなければ、農業をする機会の提供されるまで、父の農場にとどまつた。もしそれが不可能の場合には、農僕 (Knechte) として農場にとどまるか、あるいは両親の土地に家を建て、日雇労働によつて生活を得た」ことが報告されている。⁽¹¹⁾ このように農婢として農場にとどまるきようだいは、生涯独身で過す場合のあることがうかがえるのであり、ヴェルツケは、「女子は大てい農民と結婚するが、独身のままだと、兄(弟)の農場で大てい食事、衣類、住居を得るだけで生涯を終るまで働いた」と記述している。⁽¹²⁾

共同相続人のうち、未成年のきようだいは、結婚するまでは、家に居住する権利があつた。⁽¹³⁾ 未成年の女は、農場にとどまつて、「ほかによりよい幸福を見付けるまで」 (bis sie ihr anderweites besseres Glück fanden) 女中に代つて、扶養と賃金を得て働いた。⁽¹⁴⁾ また心身不具のきようだいは、他所で生活することができない場合には、生涯農場に

とどまつて看護を請求できた (lebenslängliche Stützerechtigkeit und Verpflegung)⁽¹⁵⁾。すなわちこれらの未成年や不具のきようだいは、両親の生存中は通常両親の住居に住み、両親の死後は、「独身の続くかぎり」⁽¹⁶⁾ auf die Dauer ihres ledigen Standes⁽¹⁷⁾ または不具のかぎり生涯にわたつて、同様の居住・利用の権利 (Wohn- und Nutzungsrechte) をもつた。そして農場承継人は、きようだいにとつて力づよい拠りどころ (eine kräftige Stütze) と期待された。⁽¹⁷⁾ コッホの記するところによると、農場承継人が両親やきようだいと折合のわるい場合には、村の名誉職につくことが稀である、と農民が語っている。⁽¹⁸⁾

- (1) Heinzmann, S. 37 und S. 39.
- (2) Koch, S. 74.
- (3) Koch, S. 33.
- (4) Koch, S. 33.
- (5) Koch, S. 34.
- (6) Koch, S. 38; Prasse, S. 105.
- (7) Koch, S. 38; Prasse, S. 105.
- (8) Koch, S. 37によるとシュヴァルツヴァルトでは、かつて非常に子沢山であり、一九世紀の末でも、一〇人以上の子がある農家はめずらしくないといわれている。同書 Siegl, S. 58. Göring, S. 59 によると Göring が調査した対象の五〇家族では二三四人の子供がいるので一家族平均は四・七人である。
- (9) Koch, S. 34; Siegl, S. 58.
- (10) Gothein, Wirtschaftsgeschichte, S. 300.
- (11) Veltzke, S. 57.
- (12) Veltzke, S. 57.

- (3) Koch, S. 115.
- (4) Koch, S. 39.
- (5) Koch, S. 39.
- (6) Koch, S. 71. vgl. Göring, S. 54.
- (7) Koch, S. 75 und S. 115.
- (8) Koch, S. 115.

四 結 言

以上によつてシュヴァルツヴァルトにおける農地の末子相続の考察を終り、最後に重要な諸点を指摘したい。

第一に、シュヴァルツヴァルトでは、家共同体 (Hausgemeinschaft) が一五世約に解体した。それに伴つて家産 (Hausvermögen) も消滅した。農場は諸子がこれを均分した時期もあつたが、その後封建的支配の確立と時期を同じくして、末子相続によつて末男が農場を包括的に承継することになった。しかしその場合に承継される財産は、もはやかつてのような家産の性質をもつものではなくて、単独の所有権 (Alleineigentum) であつた。勿論それには諸々の封建的な拘束はつきまとつたが、しかしかつて、家産に対して全家族員が共同所有者 (Miteigentümer) として權利をもち、家長 (Hausvater) が単に対外的な代表者にすぎなかつたのとは異なり、末子によつて承継される財産は、家族の潜在的な持分によつて制約されるべき性質のものではなかつた。そして封建的な拘束が次第に除去されるにつて、それは完全な近代的所有権となつた (二I参照)。この点においてわが国の従来の家督相続と趣きを異にし、シュヴァルツヴァルトにおける一子相続は家産を前提としない点に注目すべきである。

第二に、農場承継人が農場を承継するのは、根づよい慣習によると、単なる贈与でも、単純な相続でもなく、それはむしろ生前の *Kindkauf* と呼ばれる有償契約であつて売買に近い。農場譲渡人は一子を承継人として選択 (*Auswahl*) するのであつて、農場承継人は農場を取得する代りに相当額の終身扶養 (*Leibgedinge*) の義務を負う (三二参照)。すなわち農場の承継は、契約の平面において行われるのであつて、一つの共同体の内部での単純な移行ではない。いなむしろ二つの世代が利害の相対立する当事者として立ち、そこには契約原理が支配している。

第三に、農場承継人は、他の共同相続人たるきようだいに對して補償 (*Abfindung*) の義務を負う。農場が交換価格 (*Verkaufswert*) ではなくして収益価格 (*Erlagswert*) によつて評価されるという点において、農場承継人は優遇されるが、しかしその他の点では、他の共同相続人も同等の相続権をもち、この相続権は補償という形で実現される。ただ歴史的にみると、右の補償は農場の貧弱な経済力、農場承継人の負う終身扶養義務の重圧と相まつて、必ずしも現実には容易に実現されなかつたために、共同相続人の地位は不安定を免れなかつた (三三参照)。しかし補償は権利として常に存在し、実現されるべきものとして觀念されて来た。一八世紀以来の多くの立法は、この補償が確実に支払われるよう努力して来た (二二ハニ等参照)。序説において指摘したごとく、この補償請求権は、一子相続制度の核心を為すものであり、それが深く慣習に根ざし、当然の権利と意識されている点において、わが国のかつての家督相続の場合と決定的な差異を示すことはいうまでもない。

第四に、農場承継人に末男子がなるといふのが、シュヴァルツヴァルトに根ざした慣行であるが、近時それに若干の動揺がみられる。末子相続は、封建時代にあつては、領主に対する貢租の支払を延期できるという点で合理的根拠をもちえたが、今日においては、わずかに、農場譲渡人に対する終身扶養の負担を少なくする点、および農場譲渡人

たる両親が末子以外の子の将来をよりよく配慮しうる点に合理性がみとめられるにとどまる。しかもこのような根拠も、度重なる戦争およびそれに伴う混乱につれて合理性を失い、場合によっては、末子相続を貫くことが酷な結果を生じ、末子相続の慣習には動揺がみられる。結局今日では、末子が農業に適しているかぎりで、従来の慣習が行われるにとどまる(三I参照)。

ただ一子相続制度そのものの動揺は今日ではみられないといつてよい。かつて一九世紀の初頭以来、フランス革命の影響を受けて、自由主義の立場からする一子相続制度に対する攻撃が強かつたが、資本主義の進展に伴なつて、一子相続制による農業経営の収益性が強調され、一八九八年の一子相続法はかような傾向を決定づけた。二〇世紀に入つても、第一次大戦の後ナチスの世襲農場法は一子相続制をさらに強化したが、特に第二次大戦の後には、主たる農業地帯(Hauptanbaugebiete)たる東ドイツを失つて、西ドイツにおいてますます食糧の自給性、それに伴う農業経営の合理化(Rationalisierung)が叫ばれ、もはや一子相続制度そのものに対する批判は影をひそめ、問題は、如何にして一子相制度から生ずる不都合を処理するかに移つてゐる。⁽¹⁾シュヴァルツヴァルトにおいても、一八九八年の一子相続法は、現行法として存しながらも、今日では前述のように、専ら相続人の生前の農場譲渡契約という慣行によつて処理されているのが現状であり、この点合理的な法規整をどのように加えるかが、今後の課題を為すものと考えられる。

附一 バーデン州における一八九八年八月二〇日の「不分割農場に関する法律」(Gesetz, die geschlossenen Hofgüter betreffend, vom 20. August 1898, Bad. Ges.- und Vrdg. Bl. S. 405) 訳。

第一条 不分割農場 (geschlossene Hofgüter) とは Villigen, Triberg, Bonndorf, Emmendingen, Ettenheim, Freiburg, Neustadt, Staufen, Waldkirch, Lahr, Oberkirch, Offenburg, Gengenbach, Wolfach, Achern の裁判所地区 (Amtsgerichtsbezirke) 内にある農場で、その構成と範囲が、一八八八年五月三日法の規準に従つて確定されたものである。

第二条 ① 不分割農場の所有者が、農場および分割地 (Parzellen) の所有者として土地登記簿に記載され、かつ併合すべき分割地に役権 (Dienstbarkeiten) 以外の物権が存しない場合には、不分割農場の所有者は、管轄行政官庁 (zuständige Verwaltungsbehörde) の許可を得て、不分割農場に分割地を併合することができる。

② 前項の要件は、許可を受けるに当つて、証明しなければならない。

第三条 ① 不分割農場の所有者は、管轄行政官庁の許可を得て、農場の不分割を廃止し、個々の部分を分離し、または農場を数箇の不分割農場に分割することができる。最後の場合には、許可を受けるに当つて、分割が、新たに成立する農場について生じうる担保負担 (Pfandbelastung) に関して特に、経済上の疑義が存しないこと、およびそれぞれの農場において、財産 (Anwesen) が家族の生活を完全に充足させ、大体においてまとまりのある財産を形作り、必要な居住上、経営上の建物を具えていることを証明しなければならない。

② 個々の部分の分離が強制収用によつて為されるときは、行政官庁の許可は必要としない。

第四条 不分割農場に属する部分には、役権以外の物権は成立することができない。

第五条 ① 不分割農場は、一箇の不動産として土地登記簿に登録される。

② 併合された分割地は、農場に附加登記しなければならない。

③ 個々の分割地の分離の場合および農場を数箇の不分割農場に分割する場合には、その部分を特別の不動産として記載しなければ

ならない。

④管轄行政官庁は、許可を与えうるときは、右の記載が為されること、および第二条ならびに第三条にかかげた証明が土地登記簿に記入されることにつき配慮しなければならない。

⑤土地登記簿への登記と同時に、所有者の拘束が発生する。

第六条 遺言による処分がないときは、農場は、遺産に属する従物とともに、一子相続権 (Anerbenrecht) に関する規定に従う。

第七条 ①被相続人の直系卑属は、つぎの順位で一子相続権を有する。

実子は養子に、嫡出子は非嫡出子に優先する。非嫡出子は父の一子相続人 (Anerben) にならない。

②さらに、未男子およびその直系卑属、男子および男子の直系卑属がいなるときは、被相続人の長女およびその直系卑属が優先する。子の直系卑属の間では、一子相続人の指定は同様の原則に従う。

第八条 相続開始のときに能力が制限されている者、および相続開始の後おそくとも六週間内に為された申請によつて能力が制限された者は、一子相続権をもたない。

第九条 省略 (一子相続人の失踪に関する)。

第一〇条 ①一子相続人は、農場および従物を収益価格 (Ertragswert) で承継する権利がある。

②遺留分の算定に関しては、農場の収益価格が基準となる。

③一子相続人が農場の収益価格の五分の一を負担つきでなく (frei von Lasten) 取得しうするため、必要があれば、法定相続人の相続分は四分の一、遺留分は二分の一に減少される。

第一条 ①一子相続人は、遺産分割に際して、遺留分権利者および共同相続人の請求権を償却するため、五年間を通じ四分の利息を生ずる期限が許されることを請求することができる。

②前項の請求のため、一子相続人は、遺産分割に際し、担保 (Sicherheit) を提供しなければならない。

③一子相続人が前項の担保を提供することができないときは、一子相続権は次順位の権利者に移る。

第二条 第一〇条および第一一条の規定は、第八条の要件の存しないかぎり、被相続人が単独相続人 (Alleinerbe) として指定し、または一子相続人として指示した被相続人の直系卑属の相続人にも適用される。

第三条 一子相続人は相続放棄をしないまま、一子相続権を放棄することができる。この場合には、一子相続権は次順位の権利者に移る。

第四条 ①一子相続権の放棄は、遺産裁判所 (Nachlassgericht) に対してのみ有効に申述されうる。

②共同相続人の申請により、遺産裁判所は一子相続人が一子相続権を放棄するか否かを一定の期間内に申述することを催告することができる。

③一子相続人が、この期間内に意思表示をしなければ、放棄したものとみなされる。

④放棄した者が後見に服し、または親権に服しているときは、後見裁判所の許可を要する。

第五条 一子相続権は、つぎの場合に消滅し、第二条の適用は排除される。

一 承継人に農場の収益価格の五分の一が第一〇条によつて負担つきでなく与えられないとき。

二 第一一条で要求される担保が指定された何人からも提供されないとき。

第六条 遺産に数箇の不分割農場が属するときは、各相続人は一子相続人指定の順位に従い、各自の農場を選択することができる。権利者よりも農場の方が多いときは、選択は同一の順位でくりかえされる。

第七条 直系卑属が被相続人の生存中得た不分割農場を BGB 第二一〇五〇条に従つて控除 (zur Ausgleichung bringen) すべき場合に、疑わしいときは収益価格を規準とする。

第八条 被相続人が相続人でない直系卑属に、不分割農場を贈与したとき、BGB 第二三二五第一項および第二項の場合に疑わしいときは、収益価格が規準となる。

第九条乃至第十二条 省略 (夫婦財産制に関する)。

第十三条 ①一子相続人が相続開始の後一〇年以内に、承継した農場を収益価格以上の価格で売却し、買受人が売渡人の直系卑属で

ないときは、当該共同相続人は売渡人に対し遺産分割の訂正を求めることができ、また当該遺留分権利者は相当の追加支払を請求することができる。

② 共同相続人および遺留分権利者の請求権の算定については、収益価格でなく、交換価格——農場承継の後、農場の改良のために支出された費用を除く——が標準となる。一子相続人としての資格に基いて売渡人に帰属したすべての特権 (Begünstigungen) は消滅する。

③ それまでの間に共同相続人および遺留分権利者が死亡したときは、その者の直系卑属にしてその相続人または遺留分権利者となつた者のみがこれに代る。

④ 第一項乃至第三項の規定は、農場が交換または他の有償行為もしくは強制競売によつて譲渡された場合に準用する。

第二四条 各共同相続人および各遺留分権利者は、遺産分割に除し、第二三条によつて将来生じうる請求権が、農場に対する保全請求権 (Sicherungsnachschuß) (BGB 第一一九〇条。ラント法規第二二二条) によつて保全されることを請求することができる。農場の不動産が担保すべき最高額の算定に際して争のあるときは、将来の売渡価格は、遺産分割の際標準となる収益価格を三分の一上まわることができる。

第二五条 一子相続人が農場を直系卑属に譲渡したとき、譲受人が相続開始の後一〇年以内に転売する場合は、共同相続人および遺留分権利者に対し、第二三条の場合に一子相続人が負うのと同様の給付を為す義務がある。

第二六条 共同相続人および遺留分権利者ならびにその法律上の承継人が、第二三条および第二五条によつて有する請求権は、一年以内に訴によつて行使しなければならない。

第二七条 一八〇八年三月二三日の特権 (Vorteilsgerechtigkeit) に関する勅令、ラント法規八二七条 c—g および一八八五年月二三日の不分割農場に関する法律は廃止される。

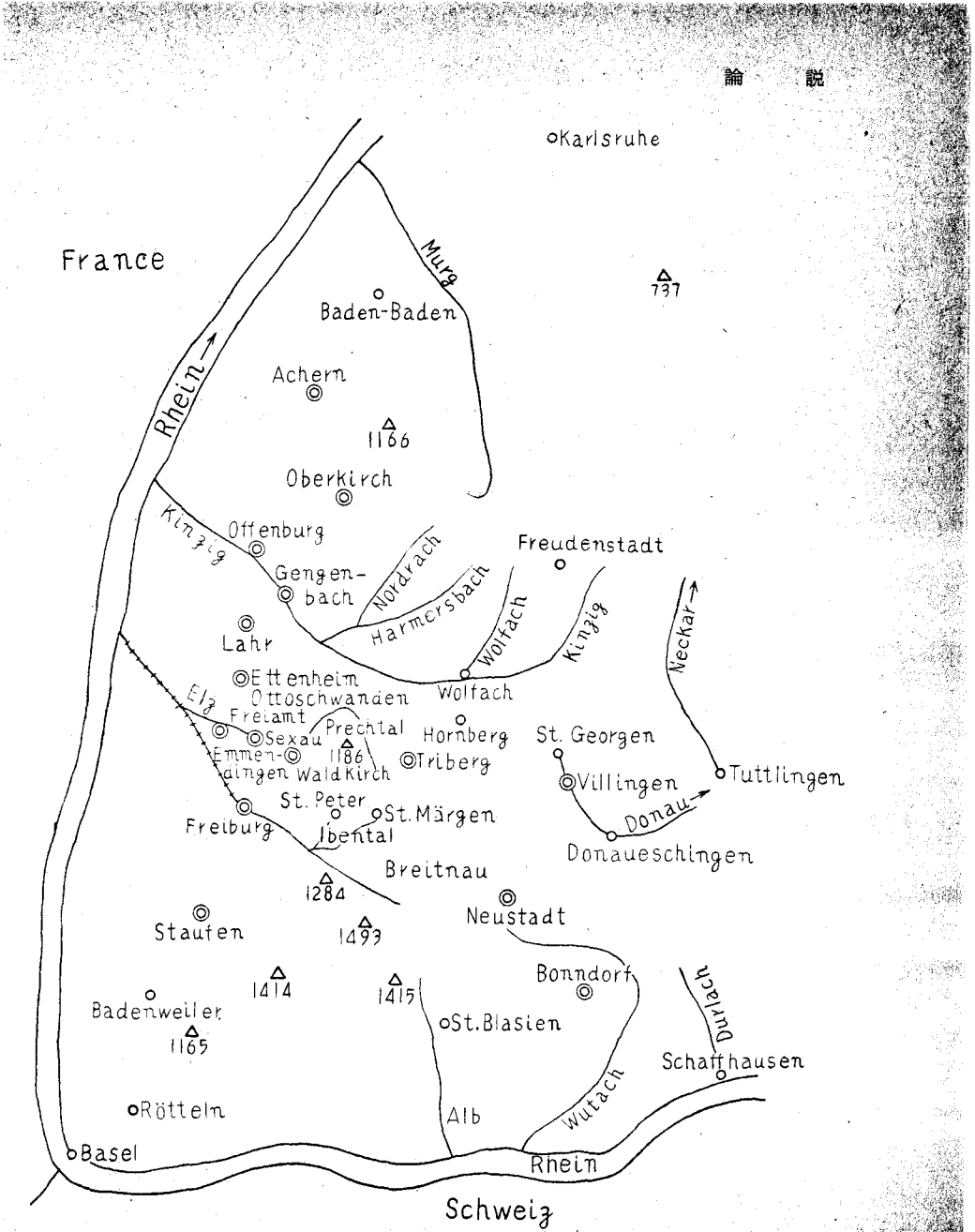
第二八条 省略 (手数料に関する)。

第二九条 本法はBGB施行と同時に施行する。

第三〇条 必要な施行令は、法務省および内務省の事務の範囲に応じ制定される。

(1) この法律の原文は、Wagemann, S. 83 ff. の掲げるところに拠つた。九条および一九条乃至二二条は、Wagemann が省略しているので、訳出できなかった。

附二 シュヴァルツヴァルトの略図（次頁参照）



註。◎は一八九八年法により不分割農
場が行われる一五の区裁判所所
在地を示す